

マージン率等の情報提供について

① 令和 7年4月 1日付け 派遣労働者数

5人

② 令和7年4月 1日付け 派遣先事業所数(実数)

事業所 4

③ 令和6年度(令和6年1月1日～令和6年12月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

14,640 円(8時間)

④ 令和6年度(令和6年1月1日～令和6年12月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

10,233 円(8時間)

⑤ 令和6年度(令和6年 1月 1日～令和6年12月 31日) マージン率

30.1 %

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。
※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。
※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

- ・協定書の有効期限終期: 令和8年3月31日まで
- ・協定労働者の範囲: 弊社から派遣されている全ての派遣労働者

☐ 締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者訓練	雇入時	OFF-JT・OJT	無償	有給
テクニカルスキル研修	派遣中	OJT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 梅内 電話番号 078 - 252 - 1890

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

・社会保険や有給休暇、健康診断などの制度に加え、各現場における福利厚生施設の利用を行っていただけます。

事業所名 株式会社極東エンタープライズ
許可番号 派28- 301293